

科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会
原子力科学技術委員会
原子力研究開発・基盤・人材作業部会運営規則

令和 7 年 7 月 9 日

科学技術・学術審議会 研究計画・評価分科会

原子力科学技術委員会

原子力研究開発・基盤・人材作業部会決定

（趣旨）

第 1 条 科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会原子力科学技術委員会原子力研究開発・基盤・人材作業部会（以下「作業部会」という。）の議事の手続その他の委員会の運営に関し必要な事項は、科学技術・学術審議会令（平成 12 年 6 月 7 日政令第 279 号）、科学技術・学術審議会運営規則（令和 7 年 3 月 27 日科学技術・学術審議会一部改正）、科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会運営規則（平成 31 年 4 月 17 日科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会一部改正）及び科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会原子力科学技術委員会運営規則（令和 7 年 7 月 1 日科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会原子力科学技術委員会一部改正）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（タスクフォース）

第 2 条 作業部会は、その定めるところにより、特定の事項を機動的に調査するため、タスクフォースを置くことができる。

2 タスクフォースに属すべき委員、臨時委員及び専門委員（以下「委員等」という。）は、作業部会の主査が指名する。

3 タスクフォースにタスクフォースの主査を置き、当該タスクフォースに属する委員等のうちから作業部会の主査の指名する者が、これに当たる。

4 タスクフォースの主査は、当該タスクフォースの事務を掌理する。

- 5 タスクフォースの会議は、タスクフォースの主査が招集する。
- 6 タスクフォースの主査は、タスクフォースの会議の議長となり、議事を整理する。
- 7 タスクフォースの主査に事故があるときは、当該タスクフォースに属する委員等のうちからタスクフォースの主査があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 8 タスクフォースの主査は、タスクフォースにおける調査の経過及び結果を作業部会に報告するものとする。
- 9 前各項に定めるもののほか、タスクフォースの議事の手続その他タスクフォースの運営に関し必要な事項は、主査がタスクフォースに諮って定める。